

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは「21世紀を代表する会社を創る」をVISIONに掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。コーポレートガバナンスの徹底は、事業拡大する上で重要課題と位置付けており、法令、社会規範、倫理などのルールに基づいて企業活動ができるよう取り組んでおります。また、ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず企業倫理の確立を目的とした「CyberAgent Mission Statement」を定め、役職員のモラル向上に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

<原則4 - 1 : 中期経営計画>

当社が事業展開するインターネット産業は、環境・技術の変化が早いいため、中長期計画を策定するかわりに、中長期的な経営戦略についてIR活動等を通じて継続的に説明を行い、株主や投資家の理解促進に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<原則1 - 4: 政策保有株式>

当社は、事業上の連携強化が見込まれる場合等、「政策保有株式」を保有することがあります。これらの政策保有株式の議決権の行使については、その議案の内容を精査し適切に対応いたします。

<原則1 - 7: 関連当事者間取引>

関連当事者間の取引を含む全ての取引について「取締役会規程」及び「職務権限規程」等にて、取引の規模及び重要性に応じた適切な体制及び手続きを定めています。取締役の利益相反取引については、法令に従い取締役会の承認を受けて実施するものとし、その取引結果について取締役会にて報告しています。

<補充原則2 - 4 : 中核人材の登用等における多様性の確保>

人材の採用、育成、活性化、適材適所の4つを軸に、社員一人ひとりが自走しながら決断し、最大限のパフォーマンスを発揮できる環境を提供し、キャリアにおける挑戦を後押しできるような制度や体制を整えています。年齢や性別、経験の有無を問わず人材を抜擢し責任のある役職に登用することで、決断経験を増やし人材の成長につなげています。

<人材が成長する仕組み>

https://www.cyberagent.co.jp/sustainability/info/contents_type=1306

<原則2 - 6: 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社は、企業年金制度を導入しておりません。

<原則3 - 1: 情報開示の充実>

- (1) パーパス、VISION、経営戦略など、当社ウェブサイト及び決算資料に掲載しております。
- (2) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
- (3) 当社の役員報酬等の額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額については、取締役会が指名・報酬諮問委員会へ諮問を行い、その答申内容に基づいて、取締役会にて決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
- (4) 当社の取締役会は、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、取締役会における建設的な議論を確保するために必要且つ適切な人数で構成することを基本的な考え方としています。取締役候補者を決定するに際し、取締役会が指名・報酬諮問委員会へ諮問を行い、その答申内容を基に選任しています。また、監査等委員である取締役候補については、監査等委員会の同意の下、当社の経営理念を理解し、適切な監査・監督を行うに十分な専門知識や経験・見識、独立性を有している者を選定しております。なお、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っております。取締役の解任については、取締役が法令・定款違反があった場合、職務遂行が困難な場合は、社外役員の意見も考慮し、取締役会により総合的に判断いたします。
- (5) 取締役候補の個別の選任理由については、株主総会の招集通知にて開示しております。

<補充原則3 - 1 : サステナビリティについての取組み等>

当社は、パーパスに「新しい力とインターネットで日本の閉塞感を打破する」と掲げ、成長産業であるインターネットに軸足を置き、変化対応力を支える「創出力」「技術力」「人材力」を強化し、持続的な成長を目指しています。

具体的には、採用、育成、活性化、適材適所による人材力の向上、エンジニアが所属するラボや各事業を超えた横断組織の設立、産学連携等に

よる技術の進歩、新規事業を継続的に創出する社内施策の実施や抜擢による経営人材の育成など、サステナブルな成長を実現させる取り組みに力を入れています。

また、当社は持続可能な社会の実現に貢献する企業として、気候変動を重要な経営課題のひとつとして認識し、環境負荷の低減と事業活動の効率性の向上に取り組んでいます。取締役会の関与のもと、気候変動に関わるリスクと機会への対応方針や温室効果ガスの排出量等の重要事項を決定しており、TCFD提言に沿った対応としてシナリオ分析を通じた気候変動に関わるリスクと機会の分析および対応策を、コーポレートサイトならびに統合報告書にて開示しています。

<サイバーエージェントのサステナビリティ>

<https://www.cyberagent.co.jp/sustainability/>

<原則4-1：取締役の役割・責務>

取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等で取締役会の決定事項として定めている業務につき、その執行の決定を行っています。その他の個別の業務執行については、「職務権限規程」に従い、本体役員室及び担当執行役員等にその決定を委任しています。

<原則4-9：独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社では、社外取締役の選定にあたり、会社法における社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に従って選定を行います。また、取締役会は、当社経営・企業価値への理解及び当社経営からの独立性を有し、取締役会における建設的な議論への貢献が期待できる人物を、社外取締役候補者として選定します。

<補充原則4-10：任意の仕組みの活用>

当社は、取締役8名のうち独立社外取締役が4名と半数を占めております。

また、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役が委員長を務める「指名・報酬諮問委員会」を設置しています。当委員会は、独立社外取締役4名、常勤監査等委員である取締役1名、及び代表取締役1名で構成され、取締役候補者の指名、取締役の報酬等の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、当社におけるコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図る目的で、2019年10月30日の取締役会にて決議し設置しました。取締役会の諮問に基づき、取締役及の指名・報酬等の決定について審議し、取締役会に答申を行っております。

<補充原則4-11：取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方>

当社の取締役は当社及び当社の各事業に関する知識・経験・能力等のバランスや多様性に十分配慮し、取締役会における建設的な議論を確保するために必要かつ適切な人数となるよう候補者を選定しております。

また、候補者各人の知識・経験・能力・他社での経営経験等については株主総会の招集通知に記載しています。なお、現在、取締役会は8名(うち、独立社外取締役4名)で構成されております。

<補充原則4-11：取締役の重要な兼職の状況>

取締役(監査等委員である取締役を含む)の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

<補充原則4-11：取締役会の実効性についての分析・評価>

全取締役(監査等委員である取締役を含む)を対象として取締役会の実効性に関するアンケートを2022年9月末に実施いたしました。

当該アンケートの評点は総じて高く、当社の取締役会が全体として適切に機能しており、その実効性が確保されていることを確認しました。取締役会の実施回数、上程されている議案の範囲・分量及び時間等については問題なく、各取締役は、社外取締役とも十分に連携し、全社の事業拡大・集中と選択・企業価値向上に寄与するような意思決定を、予算や業績予想、事業・経営に影響するリスク等に関して議論した上で適切に実施しているとの結果となりました。

また、アンケートの結果を受け、更なる検討の一助となるよう報告資料の内容の充実を図りました。

<補充原則4-14：取締役のトレーニング方針>

全ての取締役(監査等委員である取締役を含む)就任者向けに、会社の事業に関する説明会やコンプライアンス研修等を実施し、その役割及び責務を果たすために必要とされる知識の習得の支援を行っています。

<原則5-1：株主との対話方針>

持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、株主を含む投資家と積極的な対話を行い、得られた洞察を適切に経営に反映させていくことが重要と認識しています。代表取締役及びコーポレート担当の取締役を中心に、IR・SR室を窓口としたIR体制を整備し、株主や投資家からの取材に積極的に応じています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤田晋	89,121,600	17.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	81,898,700	16.19
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	37,271,600	7.37
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	16,406,100	3.24
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	11,825,931	2.34
JP MORGAN CHASE BANK 385635	8,321,166	1.64
STATE STREET BANKWEST CLIENT - TREATY 505234	7,352,216	1.45
STATE STREET BANKAND TRUST COMPANY505225	6,617,876	1.31

RBC ISB S / A DUB NON RESIDENT / TREATY RATE UCITS - CLIENTS ACCOUNT -MIG	6,157,965	1.22
BNYM AS AGT / CLTS 10 PERCENT	5,896,378	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は、「ABEMA」を中心としたメディア事業、インターネット広告事業、ゲーム事業の3事業を中心に事業活動を展開しております。一方、株式会社マクアケはクラウドファンディング事業を行っており、当社グループにおいて独立した運営をし、業績においても2022年9月期の当社連結売上高に占める比率は約0.59%と中核事業に該当しておりません。同社が提供しているクラウドファンディングサービス「Makuake」は、地方創生や革新的な技術創出の支援等に活用されており、当社グループの中の社会貢献的な事業と位置づけております。

また、同社は上場することに伴い社会的な信用・知名度の向上、資金調達によるシステム強化、グローバル対応等の加速を期待してマザーズに上場し、現時点において取締役10名のうち社外取締役5名の体制をとるなど、自律的な経営をしております。

当社は、同社が独自の成長戦略等により企業価値を向上させていくことがグループ経営の観点から望ましいと考えており、同社の経営判断を重視し、自主性・独立性をもって事業活動を展開することを尊重しつつ、グループ運営を適切・円滑に行うために必要な事項や法令等に基づき管理・確認等が必要な事項について、協議・報告等を同社から求めることとし、同社のガバナンスの実効性確保に努めております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中村 恒一	他の会社の出身者											
高岡 浩三	他の会社の出身者											
堀内 雅生	他の会社の出身者											
中村 知己	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 恒一			<p>中村恒一氏は、2014年6月まで、当社の主要な取引先である(株)リクルートホールディングス(2022年度の当社連結売上高に占める割合:5.78%)の業務執行者でありました。現在は同社との間に特別な取引関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。</p>	<p>中村恒一氏は、(株)日本リクルートセンター(現(株)リクルートホールディングス)において長年にわたり、同社の取締役・取締役副社長として経営を牽引した経歴をもち、企業経営・人事戦略・M&Aに関する豊富な経験・実績と広い見識を有しております。</p> <p>また、経営の監督と執行の分離により、人数を8人(うち社外取締役4人)に絞った取締役会で、独立・社外の立場から投資や重要事項の意思決定等に尽力しております。</p> <p>また、中長期的な企業価値の向上と持続的成長、経営の監督、役員報酬についてまで幅広い議論をするために取締役により構成される任意の会議体(以下、「社外取締役会」)を毎月開催しており、これらの議論を起点とし、持続的な企業価値向上を担う将来の取締役候補者を含めた幹部人材の選抜・育成・仕組み作りについて議論・策定を行っております。</p> <p>なお、同氏は指名・報酬諮問委員会に参加し、当年度の諮問をいたしました。かかる経験・実績・見識を踏まえ、今後も継続的な、コーポレート・ガバナンスの強化・当社グループ企業価値の向上のため、独立社外取締役として、取締役会等の意思決定に際し、独立した第三者的な観点から経営の監督・助言・提言等を期待でき、独立役員及び社外取締役として適任であると考えております。</p> <p>当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指名しております。</p>
高岡 浩三			<p>高岡浩三氏は、2020年3月まで当社の通常の取引先であるネスレ日本(株)の代表取締役社長兼CEOでありましたが、同社と当社との間に特別な取引関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。</p>	<p>高岡浩三氏は、ネスレ日本(株)の代表取締役社長兼CEOとして、またネスレ・グローバルのボードメンバーとして長年にわたり経営を牽引した経歴をもち、企業経営・マーケティング・グローバル戦略に関する国内外での豊富な経験・実績と広い見識を有しております。</p> <p>また、経営の監督と執行の分離により、人数を8人(うち社外取締役4人)に絞った取締役会で、独立・社外の立場から投資や重要事項の意思決定等に尽力しております。</p> <p>また、毎月開催している社外取締役会での議論にも参加、これらの議論を起点とし、持続的な企業価値向上を担う将来の取締役候補者を含めた幹部人材の選抜・育成・仕組み作りについて議論・策定を行っております。</p> <p>なお、同氏は指名・報酬諮問委員会に参加し、当年度の諮問をいたしました。かかる経験・実績・見識を踏まえ、今後も継続的な当社グループ企業価値の向上のため、独立社外取締役として、取締役会等の意思決定に際し、独立した第三者的な観点から経営の監督・助言・提言等を期待でき、独立役員及び社外取締役として適任であると考えております。</p> <p>当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指名しております。</p>

堀内 雅生		堀内雅生氏は、2010年12月から2017年6月まで当社の通常の取引先である(株)USE N-NEXT HOLDINGSの取締役でありましたが、2017年7月より同社の常勤監査役を務めております。同氏は、同社の業務執行者ではないこと及び同社と当社との取引の規模(2022年度の当社連結売上高に占める割合:1.01%)が軽微であること、また、その取引内容の性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	堀内雅生氏は、税理士資格者であり、財務・経理・税務に関する専門的知識を有しております。 また、(株)U-NEXT(現株)USEN-NEXT HOLDINGS)管理部門担当の取締役として経営に参画した経歴をもち、内部統制・企業統治に関する豊富な実務経験と広い見識をもち有しております。 また、2017年12月に当社社外取締役として就任以来、その経験・見識を活かして想定しうるリスク等に関し経営陣と議論し、内部統制の強化に資する助言等を行うなど、社外・独立的な立場から経営を監督し、当社の監査体制及びコーポレート・ガバナンスの強化に貢献しております。 かかる経験・実績・見識を踏まえ、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して、独立的な立場からの適切な指摘等を期待でき、独立役員及び社外取締役として適任であると考えております。 当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指名しております。
中村 知己		中村知己氏が所属する永石一郎法律事務所と当社との間に特別な取引関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	中村知己氏は、弁護士として23年間にわたる企業法務の実績と豊富な実務経験とともに、司法研修所の民事弁護教官として3年間の指導経験を有しております。 また、会社法、民法、知的財産法等をはじめとする法令に関する幅広い専門的知識と深い見識を有しております。これらを踏まえ、同氏の高い専門性と経験により当社の監査体制及びコーポレート・ガバナンスの強化への貢献と取締役会の意思決定に際して、社外・独立的な立場からの経営の監督並びに適切な指摘等を期待でき、独立役員及び社外取締役として適任であると考えております。 当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指名しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人は、監査等委員である取締役の職務を補助するに際しては、その指揮命令に従う。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査等委員である取締役は、内部監査室と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受けるとともに、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行うとともに、社内各部署及び当社グループ各社の監査にあたり、内部監査室と連携して、取締役・使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

さらに、監査等委員である取締役は会計監査人と定期的に会合をもち、監査計画、監査実施状況等について報告及び説明を受け、必要に応じて

適宜情報交換を行うこと等により相互に連携して監査を実施し、監査の品質向上・効率化、コーポレートガバナンスの充実・強化に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	2	2	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	2	2	4	0	0	社外取締役

補足説明

取締役候補者の指名、取締役の報酬等の決定等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、当社におけるコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図る目的で2019年10月30日の取締役会にて決議し設置しました。取締役会の諮問に基づき、取締役の指名・報酬の決定について、審議し取締役会に答申を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
当社は取引について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準として、15百万円以下の取引しかない場合には、当該社外役員の独立性に与える影響はないと判断し、記載を省略しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社連結業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上と経営体質のさらなる強化を図ることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることなどを目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの総額は、2022年9月末日現在において、発行残高2,172,400株(発行済株式数(自己株式を含む)に占める割合0.43%)、想定払込総額13,841,200円となっております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2022年9月期における当社取締役の報酬は以下のとおりであります。

区分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			金銭報酬	ストックオプション
取締役(監査等委員を除く)	5名	267百万円	172百万円	95百万円
(うち社外取締役)	(2名)	(38百万円)	(34百万円)	(4百万円)
取締役(監査等委員)	4名	19百万円	19百万円	-
(うち社外取締役)	(3名)	(8百万円)	(8百万円)	-
合計	9名	287百万円	191百万円	95百万円
(うち社外役員)	(5名)	(47百万円)	(42百万円)	(4百万円)

(注)金銭報酬のうち、業績連動報酬は0円となります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する内容及び決定方法は次の通りです。また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は監査等委員の協議により決定しております。

(1)基本方針

当社の取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬(ともに金銭報酬とする。)により構成され、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において定め、報酬諮問委員会への諮問を行った後、その答申内容に基づいて、取締役会にて決定いたします。

なお、社外取締役の報酬は、基本報酬のみといたします。

(2)基本報酬の内容及び額等の決定に関する方針

基本報酬は、役職・グレード・役割等を考慮して定められた金額の範囲内で、これを定めるものとします。

(3)業績連動報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬は、各事業年度の営業利益に対する一定の割合を原資とし、業務執行を担当する取締役に対して、当該事業年度における業績、貢献度合い等を勘案し、これを定めるものとします。

(4)その他報酬に関する方針

その他の非金銭報酬等を支給する場合、内容・算定方法等について、法令に従い、取締役会にて方針を決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対して、取締役会開催に際し、取締役会事務局が事前に資料を提供し、必要に応じて詳細な説明を行っております。また、社外取締役からの問い合わせに対しては、経営推進本部が窓口となり、タイムリー且つ適切な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の企業統治の体制は次の通りとなっております。

(1)取締役会

取締役会は、監査等委員ではない取締役5名(うち社外取締役2名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な意思決定・業務執行の監督等を行っております。

また、当社は、取締役会とは別に2020年10月2日付で経営の監督と業務執行を区分することを目的に、本体役員室を設置し、取締役会の業務執行権限の一部を本体役員室に委譲させることによって機動的な経営体制を構築するとともに監督機能の強化を図っております。

(2)本体役員室

本体役員室は、専務執行役員以上の執行役員8名(うち、3名は取締役を兼務)で構成され、必要に応じて開催し、経営の意思決定と業務執行の効率化・迅速化を図っております。

また、常勤監査等委員である取締役1名が適宜同席し、重要な業務執行に関する意思決定を取締役とともに監督しております。

(3)監査等委員会

監査等委員である取締役3名(うち、独立社外取締役2名)で構成され、原則として月に1回定時監査等委員会を開催し、取締役の業務執行の監査等を行っております。

(4)内部監査

内部監査室は、監査計画に基づき、グループ業務全般にわたる内部監査を行っています。監査の結果は取締役会に報告され、取締役または取締役監査等委員を通じ、担当執行役員に改善指示がなされ、速やかに改善を行われるような体制となっております。

(5)会計監査

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。また、同監査法人及び同監査法人の業務執行社員と当社間に特別な利害関係はありません。

(6)指名・報酬諮問委員会

独立社外取締役4名、常勤監査等委員である取締役1名、及び代表取締役1名で構成され、取締役候補者の指名、取締役の報酬等の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、当社におけるコーポレートガバナンスの更なる強化を図る目的で、2019年10月30日の取締役会にて決議し設置しました。独立社外取締役が委員長を務め、取締役会の諮問に基づき、取締役及びの指名・報酬等の決定について審議し、取締役会に答申を行っております。

(7)責任限定契約

当社と業務執行取締役以外の取締役である中村恒一氏、高岡浩三氏、塩月燈子氏、堀内雅生氏、中村知己氏の5名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループにおいては、監査等委員会設置会社を選択しており、独立社外取締役4名が、経営全般の豊富な経験、財務、経理、法務に関する豊富な知識等に基づき、中長期的な企業価値向上を図る観点から、経営方針等に対する助言、取締役及び執行役員の業務執行の監査・監督、会社と取締役との間の利益相反の監督などを行っており、社外からの経営監視が十分に機能する体制が整っていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めており、法定期日より1週間以上前(株主総会開催日3週間以上前)に発送するとともに、日本語版だけでなく英語版を当社ウェブサイト、東京証券取引所ウェブサイト及び議決権電子行使プラットフォームに公開しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第25回定時株主総会開催日は、2022年12月9日(金)に開催し、集中日を避けた開催日にいたしました。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主が議決権を行使できるように、第10回定時株主総会(2007年12月20日開催)よりパソコン及び携帯電話によるインターネットを通じた議決権の行使を受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家が議案内容に十分な検討時間を確保できるように、第18回定時株主総会(2015年12月11日開催)より採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	日本語同様に当社ウェブサイト上に英語版の招集通知、インターネット開示事項を掲載しております。
その他	< 株主総会 > 2022年度の株主総会は、新型コロナウイルス及びインフルエンザ等の感染拡大が警戒されていたため、株主の方の安心、安全を最優先に考え、会場へのご来場を可能な限り控えていただくよう招集通知やIRサイトにてお知らせをいたしました。 株主総会の模様は、ご来場を控えていただいた株主の方にもご覧いただけるようインターネットにてライブ配信しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにディスクロージャーポリシーを掲載し、基本姿勢や開示方法、沈黙期間について記載しております。詳細は以下をご覧ください。 https://www.cyberagent.co.jp/way/info/detail/id=20537	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに、オンラインでの情報発信に努めています。 四半期ごとに開催している決算説明会のライブ配信だけでなく、「IRチャンネル」という動画コンテンツを25本用意し、当社の戦略や各事業の競争優位性などを紹介。 また、「CyberAgent Way」というオウンドメディアと活用し、人材力、技術力、創出力などを記事として恒常的に発信すると共に、それらを公式LINEやSNSを活用してお知らせするなど、定性情報を含めた開示の充実に努めております。 また、ジェネレーター機能を活用し、各種財務諸表を比較できる仕組みをIRサイトに導入するなど、個人投資家の方にわかりやすくお伝えできるよう様々な取り組みを行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとの決算発表日と同日に、ライブ配信による決算説明会を実施。決算概要だけでなく、事業戦略について代表者自らが説明しております。 また、日英同時ライブ配信により、個人投資家や海外投資家の方にも、タイムリーかつ平等な情報開示になるよう努めております。また、新規事業や強化分野に特化したスモールミーティング等も開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	IRサイトの情報を英語にて公開するだけでなく、決算説明会を日英同時ライブ配信し、平等な情報開示に努めています。 また、毎四半期、定期的に海外投資家との電話会議やオンライン会議を開催。年に数十回、海外機関投資家向けコンファレンスに参加するなど、積極的に対話の機会を設けております。	あり
IR資料のホームページ掲載	2018年度より統合報告書を制作し、サステナブルな成長を実現する仕組みやESG情報を掲載。2020年度より、環境面の開示を拡充するなど、投資家の方の更なる理解促進につなげています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: IR・SR室 担当役員: 代表取締役 藤田晋 情報取扱責任者: 取締役 中山豪 事務連絡責任者: IR・SR室 室長 宮川園子	
その他	<インターネットを活用した情報発信> ・SNSの活用 「LINE」「Facebook」「Twitter」等のSNSを活用したリアルタイムな情報発信。 ・オウンドメディア「CyberAgent Way」 2021年10月に発表したパーパスの掲げた背景や考え方、当社独自の仕組みやカルチャー等の記事を制作。 ・株主 & 投資家向け動画コンテンツ「IRチャンネル」 当社の戦略や、各事業の競争優位性等を動画にまとめたものを、日本語及び英語版にて公開。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすことを目的とした企業倫理ガイドラインを設け、その中で当社の行動規範「CyberAgent Mission Statement」に基づき、当社の取締役、従業員すべての者が遵守すべき基本的な事項を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>SDGs への取り組み 当社は国連の持続可能な開発目標 (SDGs) に賛同し、多様なサービス、コンテンツの活用や、さまざまなパートナーシップを通じてSDGs の掲げる目標への貢献を目指しています。詳細は統合報告書「CyberAgent Way」をご覧ください。 https://www.cyberagent.co.jp/ir/library/annual/</p> <p>情報インフラ機能の強化 2016年4月に開局した新しい未来のテレビ「ABEMA」は、スマートフォンで最新のニュース・情報を無料で閲覧することができます。常時携帯しているスマートデバイスの利点を活かし、緊急地震速報など災害等の有事には、緊急チャンネルを増設し、24時間リアルタイムで被災者向けの情報を提供。インターネット時代の新たな情報インフラとしての機能を担い、その社会的役割の重要性を意識した事業活動を推進しています。</p> <p>社会価値の創造支援 日本政府が掲げる成長戦略の1つであるベンチャー企業の育成に有効とされるクラウドファンディングサービスを連結子会社である株式会社マクアケにて展開。自社サービス「Makuake」を通して、日本経済活性化への貢献を目指しております。</p> <p>IT人材育成 ITを活用し21世紀をリードしていく人材を育成することを目的に、小学生向けプログラミング教育事業を行う株式会社CA Tech Kidsを2013年5月に設立。ITプログラミングの知識や技術を身につけることはもちろんのこと、「テクノロジーを武器として、自らのアイデアを実現し、社会の能動的に働きかけることのできる人材」の育成を目指しています。</p> <p>「DX(デジタルトランスフォーメーション)の促進」 昨今のコロナ禍において、小売・行政・医療の分野をはじめエンターテインメントなどあらゆる業界でデジタル化が急務であり、当社が保有するデジタル領域の知見や技術力を応用し社会課題解決にむけたDXの推進に取り組んでいます。</p> <p>「スポーツ支援」 2018年10月、「Jリーグクラブ「FC町田ゼルビア」がグループに参画。 また、プロレス事業を展開する当社の100%子会社である株式会社DDTプロレスリング、ノア・グローバルエンタテインメント株式会社等を2020年9月に経営統合し、株式会社CyberFightとして開始するなど、サイバーエージェントグループのシナジーを生かしスポーツ事業を支援しております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針は「ディスクロージャーポリシー」として明文化し、東京証券取引所が定める適時開示規則に則った情報開示を実施するとともに、投資判断に影響を与える重要情報と、当社を理解していただくために有効と思われる情報につきまして、全てのステークホルダーが平等に入手できるように努めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務ならびに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、文書取扱規程、機密情報取扱規程、個人情報保護規程、インサイダー情報管理規程等に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的記録により保存・管理しています。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理につき、緊急時対応規程において具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しています。

また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取り締めに對してリスク管理に関する事項を報告しております。

3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性につき、取締役会の権限の一部を本体役員室に委譲することで効率化と迅速化を図っております。

また、各部門が実施すべき目標を担当執行役員が定め、本体役員室にてこれらの目標を検討・承認した後、定期的に目標の進捗をレビューし、必要に応じて、結果を取締役に報告することにより、業務の効率性を確保しております。

4. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを経営本部が行い、必要に応じて社内教育、研修を実施しております。

また、内部監査室は、監査等委員会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告します。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、本体役員室に対し、当社グループ(当社及び当社子会社をいう。以下同じ。)全体で達成すべき数値目標を定め、リスクを管理し法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、経営本部はこれらを横断的に推進し、管理します。

また、当社グループ各社が個々の業績を進展させ、当社グループ全体の業績向上に寄与するために、当社子会社については、関係会社管理規程を設け、当社子会社の業績に関する定期的な報告体制を構築するとともに、当社子会社における一定の重要事項及びリスク情報に関しては、当社取締役会及び本体役員室に対して、事前に報告することを義務づけ、そのうち一定の事項に関しては取締役会の付議事項とします。さらに、内部監査室は、当社子会社に対する監査を定期的に行い、当社取締役会に報告します。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会を補助すべき組織として、内部監査室を設置し、監査業務に必要な使用人を配置しています。

7. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査等委員である取締役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人は、監査等委員である取締役の職務を補助するに際しては、その指揮命令に従うものとしています。

また、当該使用人の業務内容・人事異動について、監査等委員会の意見を尊重することにより、当該使用人の独立性及び当該職務に関する指示の実効性を確保しています。

8. 当社及び当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員である取締役に報告するための体制

取締役、執行役員、経営本部ならびに内部監査室は、当社グループに関する以下の重要事項を定期的に常勤監査等委員である取締役に報告するものとし、常勤監査等委員である取締役は、監査等委員会において、当該報告を提出する。

- 1) 重要な機関決定事項
- 2) 経営状況のうち重要な事項
- 3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 4) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- 5) 重大な法令・定款違反
- 6) その他、重要事項

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員である取締役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないようにする社内規程を定めこれを周知しています。

10. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理します。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は経営上の重要な課題等について監査等委員会と意見交換を行います。

また、監査等委員会が職務の遂行に当たり必要な場合は、弁護士・公認会計士等の外部専門家と連携することができるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした態度で対応することを徹底します。

また、従来より反社会勢力の排除を目的として、警察関連機関・弁護士等の外部専門機関との連携に努めており、反社会勢力に関する情報収集・管理、及び社内体制の整備強化を推進しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレートガバナンス体制の模式図】

